

マイナンバーカードについてのお知らせ

R6. 5. 31時点 町カード交付率
89. 2% (県内 1位)

マイナンバーカードを作りたい、どうすればよいかわからない方は、ぜひご連絡ください。

- ・本人確認書類
(運転免許証1点 または保険証とマル福、年金手帳、介護保険証、年金証書等の2点)
- ・通知カード（お持ちの方のみ）があれば役場窓口での申請OK！

【顔認証マイナンバーカードについてご案内】

お手持ちのカードを機器または目視による顔認証で暗証番号を必要としない顔認証マイナンバーカードへ変更できます。暗証番号の設定や管理に不安がある方はご検討ください。まだお持ちでない方もご希望であれば申請時にお申し出ください。

○顔認証マイナンバーカードで利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用
- ・マイナンバーカードを利用した転入出
- ・本人確認書類としての利用

×顔認証マイナンバーカードで利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・各種オンライン手続き

【健康保険証との一体化について】

2024年12月2日で健康保険証が廃止され、マイナンバーカードへ一体化される予定です。廃止後1年間は併用期間として現在の健康保険証も利用可能かつ、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書を発行します。その他詳細が分かり次第、広報・ホームページにてお知らせします。

【電子証明書の更新について】

電子証明書更新の案内（水色の封筒）が届いた方は、窓口で手続が必要です。

持ち物…マイナンバーカード、届いた封筒（なくてもOK）

※暗証番号の入力が必要ですので、必ず確認してから来庁してください。

※ご本人以外の方が来庁される場合は、委任状をご記入の上、白い封筒に入れて封をしてお持ちください。

※同じ時期にカードを作っていても誕生日によって届く時期が一人ひとり異なりますので、カードに記載の有効期限をお確かめください。

★7月の休日マイナンバーカード手続き窓口

7月7日（日） 9時～12時まで ※予約不要

※当日は庁舎前でイベントが開催されるため、車で来られる方は開発センター前等に駐車していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードの申請、交付、手続き等についてお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】藤里町民政課 町民福祉係 マイナンバーカード担当 ☎ 0185-79-2113